

指令 2008/99/EC

[参考訳]

2019年5月3日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Directive 2008/99/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on the protection of the environment through criminal law (OJ L 328, 6.12.2008, p.28-37) のテキスト(英語版)に基づき、和訳を試みた。テキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32008L0099&from=EN>
[2019年5月1日確認]

指令 2008/99/EC は、環境犯罪に関する EU の基本法令である。その別紙(ANNEX)には、指令 2008/99/EC の適用対象となる処罰条項をもつ多数の環境保護法令が列挙されている。

指令 2008/99/EC は、前文、条文及び別紙の3つの部分で構成されている。この参考訳においては、指令 2008/99/EC の前文、条文及び別紙の全文を訳出した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。

この参考訳は、あくまでも指令 2008/99/EC の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるため、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

指令 2008/99/EC は、自然環境の保護と関連する刑事実体法の基本骨格部分を定めるものであり、その刑事実体法を執行するための手続法を定める法令ではない。

EU には「環境刑法」という名の独立の法典が存在するわけではなく、「環境刑法」及び「環境犯罪」は、あくまでも犯罪法または刑事法の分野における類型概念の一種である。

指令 2008/99/EC は、環境保護と関連する法令の違反行為に対する処罰法令の総則的な部分を定める基本法としての性格をもっている。個々の処罰条項をもつ環境保護法令の一覧は、指令 2008/99/EC の別紙の中に列挙されている。従って、EU における環境保護と関連する刑罰法令の全体を知るためには、指令 2008/99/EC だけではなく、同指令の別紙に列挙されている法令全て(その後の

改正法及び改正条項を含む。)を全文精読し、理解しなければならない。一般に、総論の健全な理解は、各論全体の完全な理解を基礎とする場合においてのみ構築され得る。

このような EU の環境保護法令違反行為に対処するための様々な法令に含まれている処罰条項は、一般に、「環境犯罪(environmental crime)」と総称される。その意味での環境犯罪は、国境を越える重大犯罪(cross-border serious crimes)の一種として理解されており、例えば、EU における入国管理に関する基本法令の 1 つである ETIAS 規則(EU) 2018/1240 の別紙(ANNEX)の中においても「11. environmental crime, including illicit trafficking in endangered animal species and in endangered plant species and varieties,」として列挙されている。同様に、例えば、Europol 規則(EU) 2016/794(OJ L 135, 24.5.2016, p.53-114)の別紙(ANNEX)、Eurojust 規則(EU) 2018/1727(OJ L 295, 21.11.2018, p.138-183)の別紙 I (ANNEX I)においても「環境犯罪」が列挙されている。

今後、モノのインターネット(IoT)及び産業用ロボット(Robotics)関連の廃棄物の増加が見込まれる。それらの廃棄物の中には、かなり複合的に多種の有害物質等が含まれる可能性が高く、従って、環境への悪影響が憂慮される。それらの有害な廃棄物に関連して適用される処罰条項の全体像を考究した研究成果等は、現在のところ見当たらない。また、そのような廃棄物に関しては、一般的には、かなり多数の処罰条項が競合して適用される可能性があるが、その罪数関係に関する精密な研究成果も見当たらない。

特に、ロボット(Robots)または産業用ロボット(Robotics)が、人工生命体を含め、有機質によって構成されている場合、または、サイボーグを含め、有機質と機械装置との複合体である場合の法的な取扱いには、かなり厄介な問題の 1 つである。加えて、当該ロボットが有害物質を含むものである場合において、自律的に地理的な移動を実行し、かつ、その所在地の追跡が困難または不可能な状態の下で機能停止し、かつ、自動修復不可能な状態となった結果、廃棄物と同じ状態に転化した場合における行政規制上及び刑事法上の取扱いは、困難を極めることが十分に予想される。このことは、他の移動体に装備され、その移動体と一緒に任意の場所に地理的に移動する IoT 用の装置類(Cyber-Physical Objects 等)の場合でも同じである。

これらの問題は、今後の重要な研究課題の 1 つである。

指令 2008/99/EC の別紙 A 及び別紙 B に列挙されている法令(後述の改正後の法令を含む。)の中には、EU 及び構成国の重要インフラと深い関連をもつものがある。それらのインフラは、情報システムによって管理されており、そのような情報システムに対するサイバー攻撃及びテロ攻撃に対する防御、並びに、攻撃による破壊、機能喪失または汚染等が発生した後の回復力の確保が重要である。

それらの事項に関して定める EU の基本法令は、NIS 指令(EU) 2016/1148(OJ L 194, 19.7.2016, p.1-30)である。NIS 指令に関しては、夏井高人「NIS 指令(EU) 2016/1148 の構造と機能」法律論叢 91 巻 6 号 243~291 頁(2019)で詳論したとおりである。

理事会指令 79/409/EEC(OJ L 103, 25.4.1979, p.1-18)は、指令 2009/147/EC(OJ L 20, 26.1.2010, p.7-25)の第 18 条により、2010 年 2 月 14 日の経過をもって廃止された。理事会指令 79/409/EEC への参照は、指令 2009/147/EC の別紙 VII の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

理事会指令 72/306/EEC(OJ L 190, 20.8.1972, p.1-23)は、規則(EC) No 715/2007(OJ L 171, 29.6.2007,

p.1-16)の第17条により、2013年1月1日の経過をもって廃止された。理事会指令72/306/EECへの参照は、規則(EC)No715/2007への参照として読み替えられる。

理事会指令75/439/EEC(OJ L 194, 25.7.1975, p.23-25)は、指令2008/98/EC(OJ L 312, 22.11.2008, p.3-30)の第41条により、2010年12月11日の経過をもって廃止された。理事会指令75/439/EECへの参照は、指令2008/98/ECの別紙Vの新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

理事会指令76/160/EEC(OJ L 31, 5.2.1976, p.1-7)は、指令2006/7/EC(OJ L 64, 4.3.2006, p.37-51)の第17条により、2014年12月31日の経過をもって廃止された。理事会指令76/160/EECへの参照は、指令2006/7/ECへの参照として読み替えられる。

理事会指令76/769/EEC(OJ L 262, 27.9.1976, p.201-203)は、規則(EC)No1907/2006(OJ L 396, 30.12.2006, p.1-849)の第139条により、2009年5月31日の経過をもって廃止された。理事会指令76/769/EECへの参照は、規則(EC)No1907/2006への参照として読み替えられる。

理事会指令77/537/EEC(OJ L 220, 29.8.1977, p.38-59)は、規則(EU)No167/2013(OJ L 60, 2.3.2013, p.1-51)の第76条により、2015年12月31日の経過をもって廃止された。理事会指令77/537/EECへの参照は、規則(EU)No167/2013への参照として読み替えられる。

理事会指令79/117/EEC(OJ L 33, 8.2.1979, p.36-40)は、規則(EC)No1107/2009(OJ L 309, 24.11.2009, p.1-50)の第83条により、2011年6月13日の経過をもって廃止された。理事会指令79/117/EECへの参照は、規則(EC)No1107/2009への参照として読み替えられる。

理事会指令82/176/EEC(OJ L 81, 27.3.1982, p.29-34)は、指令2008/105/EC(OJ L 348, 24.12.2008, p.84-97)の第12条により、2012年12月21日の経過をもって廃止された。理事会指令82/176/EECへの参照は、指令2008/105/ECへの参照として読み替えられる。

理事会指令83/513/EEC(OJ L 291, 24.10.1983, p.1-8)は、指令2008/105/ECの第12条により、2012年12月21日の経過をもって廃止された。理事会指令83/513/EECへの参照は、指令2008/105/ECへの参照として読み替えられる。

理事会指令84/156/EEC(OJ L 74, 17.3.1984, p.49-54)は、指令2008/105/ECの第12条により、2012年12月21日の経過をもって廃止された。理事会指令84/156/EECへの参照は、指令2008/105/ECへの参照として読み替えられる。

理事会指令84/360/EEC(OJ L 188, 16.7.1984, p.20-25)は、指令2008/1/EC(OJ L 24, 29.1.2008, p.8-29)の第20条第3項により、2007年10月29日の経過をもって廃止された。理事会指令84/360/EECへの参照は、指令2008/1/ECへの参照として読み替えられる。指令2008/1/ECは、指令2010/75/EU(OJ L 334, 17.12.2010, p.17-119)の第81条第1項により、2014年1月6日の経過をもって廃止された。指令2008/1/ECへの参照は、指令2010/75/EUの別紙Xの新旧対照表に従い、同指令への参照とし

て読み替えられる。

理事会指令 84/491/EEC(OJ L 274, 17.10.1984, p.11-17)は、指令 2008/105/EC の第 12 条により、2012 年 12 月 21 日の経過をもって廃止された。理事会指令 84/491/EEC への参照は、指令 2008/105/EC への参照として読み替えられる。

理事会指令 85/203/EEC(OJ L 87, 27.3.1985, p.1-7)は、理事会指令 1999/30/EC(OJ L 163, 29.6.1999, p.41-60)によって、2009 年 12 月 31 日の経過をもって廃止された。理事会指令 85/203/EEC への参照は、理事会指令 1999/30/EC への参照として読み替えられる。理事会指令 1999/30/EC は、指令 2008/50/EC(OJ L 152, 11.6.2008, p.1-44)の第 31 条第 1 項によって、2010 年 6 月 10 日の経過をもって廃止された。理事会指令 1999/30/EC への参照は、指令 2008/50/EC の別紙 XVII の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

理事会指令 86/280/EEC(OJ L 181, 4.7.1986, p.16-27)は、指令 2008/105/EC の第 12 条により、2012 年 12 月 21 日の経過をもって廃止された。理事会指令 86/280/EEC への参照は、指令 2008/105/EC への参照として読み替えられる。

理事会指令 90/219/EEC(OJ L 117, 8.5.1990, p.1-14)は、指令 2009/41/EC (OJ L 125, 21.5.2009, p.75-97)の第 21 条により、2009 年 6 月 9 日の経過をもって廃止された。理事会指令 90/219/EEC への参照は、指令 2009/41/EC への参照として読み替えられる。

理事会指令 91/414/EEC(OJ L 230, 19.8.1991, p.1-32)は、規則(EC) No 1107/2009 の第 83 条により、2011 年 6 月 13 日の経過をもって廃止された。理事会指令 91/414/EEC への参照は、規則(EC) No 1107/2009 への参照として読み替えられる。

理事会指令 91/689/EEC(OJ L 377, 31.12.1991, p.20-27)は、指令 2008/98/EC の第 41 条により、2010 年 12 月 11 日の経過をもって廃止された。理事会指令 75/439/EEC への参照は、指令 2008/98/EC の別紙 V の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

理事会指令 92/112/EEC(OJ L 409, 31.12.1992, p.11-16)は、指令 2010/75/EU の第 81 条第 1 項により、2014 年 1 月 6 日の経過をもって廃止された。指令 2008/1/EC への参照は、指令 2010/75/EU の別紙 X の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

指令 94/25/EC(OJ L 164, 30.6.1994, p.15-38)は、指令 2013/53/EU(OJ L 354, 28.12.2013, p.90-131)の第 56 条により、2016 年 1 月 17 日の経過をもって廃止された。指令 94/25/EC への参照は、指令 2013/53/EU への参照として読み替えられる。

理事会指令 96/62/EC(OJ L 296, 21.11.1996, p.55-63)は、指令 2008/50/EC の第 31 条第 1 項によって、2010 年 6 月 10 日の経過をもって廃止された。理事会指令 96/62/EC への参照は、指令 2008/50/EC の別紙 XVII の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

理事会指令 96/82/EC(OJ L 10, 14.1.1997, p.13-33)は、指令 2012/18/EU (OJ L 197, 24.7.2012, p.1-37)の第 32 条第 1 項により、2015 年 5 月 31 日の経過をもって廃止された。理事会指令 96/82/EC への参照は、指令 2012/18/EU の別紙 VII の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

指令 97/68/EC(OJ L 59, 27.2.1998, p.1-86)は、規則(EU) 2016/1628 (OJ L 252, 16.9.2016, p.53-117)の第 64 条第 1 項により、2016 年 12 月 31 日の経過をもって廃止された。指令 97/68/EC への参照は、規則(EU) 2016/1628 への参照として読み替えられる。

指令 98/8/EC(OJ L 123, 24.4.1998, p.1-63)は、規則(EU) No 528/2012(OJ L 167, 27.6.2012, p.1-123)の第 96 条第 1 項により、2013 年 8 月 31 日の経過をもって廃止された。指令 98/8/EC への参照は、規則(EU) No 528/2012 の別紙 VII の新旧対照表に従い、同規則への参照として読み替えられる。

理事会指令 1999/13/EC(OJ L 85, 29.3.1999, p.1-22)は、指令 2010/75/EU の第 81 条第 1 項により、2014 年 1 月 6 日の経過をもって廃止された。理事会指令 1999/13/EC への参照は、指令 2010/75/EU の別紙 X の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

理事会指令 1999/30/EC(OJ L 163, 29.6.1999, p.41-60)は、指令 2008/50/EC の第 31 条第 1 項により、2010 年 6 月 10 日の経過をもって廃止された。理事会指令 1999/30/EC への参照は、指令 2008/50/EC の別紙 XVII の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

理事会指令 1999/32/EC(OJ L 121, 11.5.1999, p.13-18)は、指令(EU) 2016/802(OJ L 132, 21.5.2016, p.58-78)の第 19 条第 1 項により、2016 年 6 月 9 日の経過をもって廃止された。理事会指令 1999/32/EC への参照は、指令(EU) 2016/802 の別紙 IV の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

指令 2000/69/EC(OJ L 313, 13.12.2000, p.12-21)は、指令 2008/50/EC の第 31 条第 1 項により、2010 年 6 月 10 日の経過をもって廃止された。指令 2000/69/EC への参照は、指令 2008/50/EC の別紙 XVII の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

指令 2000/76/EC(OJ L 332, 28.12.2000, p.91-111)は、指令 2010/75/EU の第 81 条第 1 項により、2014 年 1 月 6 日の経過をもって廃止された。指令 2000/76/EC への参照は、指令 2010/75/EU の別紙 X の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

規則(EC) No 2037/2000(OJ L 244, 29.9.2000, p.1-24)は、規則(EC) No 1005/2009(OJ L 286, 31.10.2009, p.1-30)の第 30 条により、2009 年 12 月 31 日の経過をもって廃止された。規則(EC) No 2037/2000 への参照は、規則(EC) No 1005/2009 の別紙 VIII の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

指令 2001/80/EC(OJ L 309, 27.11.2001, p.1-21)は、指令 2010/75/EU の第 81 条第 1 項により、2014 年 1 月 6 日の経過をもって廃止された。指令 2001/80/EC への参照は、指令 2010/75/EU の別紙 X の

新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

指令 2002/3/EC(OJ L 67, 9.3.2002, p.14-30)は、指令 2008/50/EC の第 31 条第 1 項により、2010 年 6 月 10 日の経過をもって廃止された。指令 2002/3/EC への参照は、指令 2008/50/EC の別紙 XVII の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

指令 2002/95/EC(OJ L 37, 13.2.2003, p.19-23)は、指令 2011/65/EU(OJ L 174, 1.7.2011, p.88-110)の第 26 条により、2013 年 1 月 2 日の経過をもって廃止された。指令 2002/95/EC への参照は、指令 2011/65/EU の別紙 VIII の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

指令 2002/96/EC(OJ L 37, 13.2.2003, p.24-39)は、指令 2012/19/EU(OJ L 197, 24.7.2012, p.38-71)の第 25 条により、2014 年 2 月 14 日の経過をもって廃止された。指令 2002/96/EC への参照は、指令 2012/19/EU の別紙 XII の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

指令 2005/55/EC(OJ L 275, 20.10.2005, p.1-163)は、規則(EC) No 595/2009(OJ L 188, 18.7.2009, p.1-13)の第 17 条第 1 項により、2013 年 12 月 30 日の経過をもって廃止された。指令 2005/55/EC への参照は、規則(EC) No 595/2009 への参照として読み替えられる。

委員会決定 2005/78/EC(OJ L 313, 29.11.2005, p.1-93)は、規則(EC) No 595/2009 の第 17 条第 1 項により、2013 年 12 月 30 日の経過をもって廃止された。規則(EC) No 595/2009 の第 17 条第 2 項により、読み替えはない。

指令 2006/11/EC(OJ L 64, 4.3.2006, p.52-59)は、同指令の第 13 条により、指令 76/464/EEC(OJ L 129, 18.5.1976, p.23-29)を廃止し、同指令に置き換わった指令である。それゆえ、指令 2006/11/EC は、指令 2000/60/EC(OJ L 327, 22.12.2000, p.1-73)の第 22 条第 1 項による指令 76/464/EEC の廃止により、2013 年 12 月 21 日の経過をもって廃止された。指令 2000/60/EC の中に指令 76/464/EEC の廃止に伴う読み替え条項はない。

指令 2006/12/EC(OJ L 114, 27.4.2006, p.9-21)は、指令 2008/98/EC(OJ L 312, 22.11.2008, p.3-30)の第 41 条第 1 項により、2010 年 12 月 11 日の経過をもって廃止された。指令 2006/12/EC への参照は、指令 2008/98/EC の別紙 V の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

指令 2006/44/EC(OJ L 264, 25.9.2006, p.20-31)は、同指令の第 17 条により、78/659/EEC(OJ L 222, 14.8.1978, p.1-10)を廃止し、同指令に置き換わった指令である。それゆえ、指令 2006/44/EC は、指令 2000/60/EC の第 22 条第 2 項による 78/659/EEC の廃止により、2013 年 12 月 21 日の経過をもって廃止された。指令 2000/60/EC の中に 78/659/EEC の廃止に伴う読み替え条項はない。

規則(EC) No 842/2006(OJ L 161, 14.6.2006, p.1-11)は、規則(EU) No 517/2014(OJ L 150, 20.5.2014, p.195-230)の第 26 条により、2014 年 12 月 31 日の経過をもって廃止された。規則(EC) No 842/2006 への参照は、規則(EU) No 517/2014 の別紙 VIII の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

指令 2008/1/EC(OJ L 24, 29.1.2008, p.8-29)は、指令 2010/75/EU の第 81 条第 1 項により、2014 年 1 月 6 日の経過をもって廃止された。指令 2001/80/EC への参照は、指令 2010/75/EU の別紙 X の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

理事会指令 96/29/Euratom(OJ L 159, 29.6.1996, p.1-114)は、理事会指令 2013/59/Euratom(OJ L 13, 17.1.2014, p.1-73)の第 107 条により、2018 年 2 月 5 日の経過をもって廃止された。理事会指令 96/29/Euratom への参照は、理事会指令 2013/59/Euratom の別紙 XIX の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

理事会指令 2003/122/Euratom(OJ L 346, 31.12.2003, p.57-64)は、理事会指令 2013/59/Euratom の第 107 条により、2018 年 2 月 5 日の経過をもって廃止された。理事会指令 2003/122/Euratom への参照は、理事会指令 2013/59/Euratom の別紙 XIX の新旧対照表に従い、同指令への参照として読み替えられる。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

ETIAS 規則(EU) 2018/1240 の参考訳は、法と情報雑誌 4 巻 3 号 42~137 頁にある。規則(EU) 2018/1241 による改正後の Europol 規則(EU) 2016/794 の参考訳は、法と情報雑誌 4 巻 4 号 8~68 頁にある。Eurojust 規則(EU) 2018/1727 の参考訳は、法と情報雑誌 4 巻 5 号 1~60 頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した参考文献のほか、中西優美子編『EU 環境法の最前線—日本法への示唆』(法律文化社、2016)、川口浩一「環境刑法総論の基本問題(1)」關西大學法學論集 65 巻 4 号 1187~1204 頁(2015)、Rob White (Ed.), *Environmental Crime*, Routledge (2009)、Toine Spapens, Rob White & Wim Huisman (Eds.), *Environmental Crime in Transnational Context: Global Issues in Green Enforcement and Criminology*, Routledge (2018)を参考にした。

刑事法による環境の保護に関する 欧州議会及び理事会の 2008 年 11 月 19 日の指令 2008/99/EC

欧州議会及び欧州連合の理事会は、
欧州共同体条約、及び、とりわけ、その第 175 条第 1 項に鑑み、
欧州委員会からの提案に鑑み、
欧州経済社会委員会からの意見書に鑑み¹、
地域委員会との協議を経た上で、
条約の第 251 条に定める手続に従って審議し²、
以下のとおりであるので、この指令を採択する。

- (1) 条約の第 174 条第 2 項に従い、環境に関する欧州共同体の基本方針は、高いレベルの保護を狙いとしなければならない。
- (2) 欧州共同体は、環境犯罪の発生、及び、その侵害行為が実行される国境を越えて拡大し続ける環境犯罪の影響に憂慮している。そのような侵害行為は、環境に対する脅威を示すものであり、それゆえ、適切な対応を必要とする。
- (3) 環境保護に関する法律の完全な遵守を達成するために、既存の制度が十分なものでなかったことは、これまでの経験が示すところである。そのような遵守は、刑事罰を利用できることによって強化され得るし、強化されなければならない。その刑事罰は、行政上の制裁または民事法に基づく損害賠償制度と比較して質的に異なる本質をもつ社会の不承認を示すものである。
- (4) 犯罪行為に関する共通の法令は、構成国内及び構成国間における捜査及び補助の効果的な手法を利用できるようにする。
- (5) 環境の実効的な保護を達成するため、典型的には、成層圏を含む大気、土壌、水、種の保存を含め、動物または植物に対する大きな損害を生じさせ、または、生じさせるおそれのある環境にとって危険な活動に対し、より抑止力のある制裁を求める特段の必要性が存在する。
- (6) 行為すべき法的義務を遵守しないことは、能動的な行為と同じ効果をもつものであり、それゆえ、それもまた、対応する制裁に服するものとしなければならない。
- (7) それゆえ、意図的に、または、重大な過失により実行された場合、そのような行動は、欧州共同体全域にわたり、犯罪行為であると判断されなければならない。
- (8) この指令の別紙に列挙する立法は、環境保護に関する法令が全面的に実効的であることを確保するための刑事法上の措置に服されなければならない条項を含んでいる。
- (9) この指令に定める義務は、この指令の別紙に列挙される立法の条項であって、その立法を実装する際、禁止措置を定めるべき構成国の義務を伴うもののみと関連するものである。
- (10) この指令は、構成国に対し、構成国の国内立法の中で環境保護に関する欧州共同体法の条項の重大な違反行為に関する刑事制裁を定めることを義務付けている。この指令は、個々の事件において、そのような制裁の適用と関連する義務またはそれ以外の法執行上の利用可能な制度と関連する義務を創設しない。

¹ OJ C 10, 15.1.2008, p.47.

² 欧州議会の 2008 年 5 月 21 日付け意見書(官報未登載)及び理事会の 2008 年 10 月 24 日付け決定

- (11) この指令は、欧州共同体法または国内法に基づく環境被害に対する他の法的責任の制度を妨げない。
- (12) この指令は、ミニマムの規定を定めるものであるので、構成国は、環境の刑事法による実効的な保護に関し、より強力な措置を採択または維持する自由をもつ。そのような措置は、条約と適合するものでなければならない。
- (13) この指令の効果を欧州委員会が評価できるようにするため、構成国は、欧州委員会に対し、この指令の実装に関し、情報を提供しなければならない。
- (14) この指令の目的、すなわち、より実効的な環境の保護を確保することは、構成国によっては十分に達成され得ず、この指令の規模及び影響のゆえに、欧州共同体のレベルでより良く達成され得るものであるので、条約の第5条に定める補完性原則に従い、欧州共同体は、措置を採択できる。同条に定める比例性原則に従い、この指令は、その目的を達成するために必要なところを越えることがない。
- (15) 環境の事項に関して後に立法が採択された場合、それが適切なきは、この指令が適用されることを指示しなければならない。必要があるときは、第3条は、修正されなければならない。
- (16) この指令は、基本的な権利を尊重し、かつ、とりわけ、欧州連合基本権憲章によって認められた基本原則を尊重する。

第1条 対象事項

この指令は、より実効的に環境を保護するため、刑事法と関連する措置を定める。

第2条 定義

この指令の目的のために:

- (a) 「違法」とは、以下に違反することを意味し:
 - (i) EC条約によって採択され、かつ、別紙Aに列挙された立法;または、
 - (ii) 欧州原子力共同体条約によって包摂される活動に関し、欧州原子力共同体条約によって採択され、かつ、別紙Bに列挙された立法;または、
 - (iii) (i)もしくは(ii)に示す欧州共同体の立法を有効にする構成国の法律、行政規則、または、構成国の職務権限を有する機関によって行われた決定;
- (b) 「保護された動植物種」とは、以下のものを意味し:
 - (i) 第3条(f)の目的のために:
 - 自然生息地の保全及び野生動植物種の保全に関する1992年5月21日の理事会指令92/43/EEC¹の別紙IVに列挙された動植物種、
 - 野生鳥類の保全に関する1979年4月2日の理事会指令79/409/EEC²の別紙Iに列挙され及び第4条第2項に示された動植物種;
 - (ii) 第3条(g)の目的のために、その取引規制による野生動植物種の保護に関する1996年12月9日の理事会規則(EC) No 338/97³の別紙Aまたは別紙Bに列挙された動植物種;
- (c) 「保護地域内の生息地」とは指令79/409/EECの第4条第1項または第2項により、その区域が特別保護区として区分された種の生息地、または、指令92/43/EECの第4条第4項により、その区域が特別保護区として区分された自然生息地または種の生息地のことを意味し;
- (d) 「法人」とは、国及び国の権限を行使する公的組織並びに公的国際機関を除き、適用される国内法に基づき、そのような地位をもつ法主体のことを意味する。

第3条 侵害行為

構成国は、それが違法であり、かつ、意図的に、または、少なくとも重大な過失により実行された場合、以下の行動が犯罪行為を構成することを確保する:

- (a) 人間に対し死亡または重大な被害を、大気質、土壌質もしくは水質に対し、または、動植物に対し、大きな被害を発生させる、または、発生させるおそれのある、一定分量の物質または電離放射線の、大気、土壌または水への排出、放出または取り込み;

¹ OJL 206, 22.7.1992, p.7.

² OJL 103, 25.4.1979, p.1.

³ OJL 61, 3.3.1997, p.1.

- (b) そのような操業の監督及び処分場の事後の維持管理を含め、並びに、処理業者または中間処理業者として行われた行動(廃棄物管理)を含め、人間に対し死亡または重大な被害を、大気質、土壌質もしくは水質に対し、または、動植物に対し、大きな被害を発生させる、または、発生させるおそれのある、廃棄物の収集、輸送、再生または処分;
- (c) 単一の輸出入により実施されたか、または、関連性のある複数の輸出入によって実施されたかを問わず、その活動が、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 1013/2006¹の第2条(35)の範囲内にあり、かつ、それが無視できない分量で行われる場合、廃棄物の輸出入;
- (d) その中で危険な活動が実施され、または、その中で危険物質もしくは製剤が蓄蔵もしくは使用され、かつ、その施設の外において、人間に対し死亡または重大な被害を、大気質、土壌質もしくは水質に対し、または、動植物に対し、大きな被害を発生させる、または、発生させるおそれのある施設の操業;
- (e) 人間に対し死亡または重大な被害を、大気質、土壌質もしくは水質に対し、または、動植物に対し、大きな被害を発生させる、または、発生させるおそれのある核物質またはそれ以外の危険な放射性物質の製造、処理、取扱い、使用、保有、蓄蔵、輸送、輸入、輸出または処分;
- (f) その行為が、無視できる分量の標本に関するものであり、かつ、その種の保全状態に対して無視できる影響しか与えない場合を除き、保護された野生動植物の殺生、毀損、所持または標本の採取;
- (g) その行為が、無視できる分量の標本に関するものであり、かつ、その種の保全状態に対して無視できる影響しか与えない場合を除き、保護された野生動植物の標本の取引またはその流通;
- (h) 保護区域内の生息地の大きな劣化を生じさせる行為;
- (i) オゾン層破壊物質の製造、輸入、輸出、それを市場に置くこと、または、その使用。

第4条 教唆、幫助及び扇動

構成国は、第3項に示す意図的な行動を教唆すること、幫助すること及び扇動することが犯罪行為として処罰され得ることを確保する。

第5条 制裁

構成国は、第3条及び第4条に示す侵害行為が、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のある制裁によって処罰され得ることを確保するために必要となる措置を講ずる。

第6条 法人の責任

1. 構成国は、当該法人内において主導的な立場にあり、以下に基づき、個別に行動し、または、その法人の組織の一部として行動する者により、その法人の利益のためにそのような侵害行為が

¹ OJ L 190, 12.7.2006, p.1.

実行された場合、法人が、第3条及び第4条に示す侵害行為に関し、法的責任を負い得ることを確保する:

- (a) その法人を代表する権限;
 - (b) その法人の代わりに決定を行う権限;
 - (c) その法人内の管理権を行使する権限。
2. 構成国は、第1項に示す者による監督または管理が欠如していたことにより、その権限の下にある者によって、その法人の利益のために第3条及び第4条に示す侵害行為の実行が可能とされた場合、法人が法的責任を負い得ることを確保する。
 3. 第1項及び第2項に基づく法人の法的責任は、第3条及び第4条に示す侵害行為の実行者、扇動者または共犯者である自然人を相手方とする刑事手続を排除してはならない。

第7条 法人に対する制裁

構成国は、第6条により法的責任を負う法人が、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のある制裁によって処罰され得ることを確保するために必要となる措置を講ずる。

第8条 国内法化

1. 構成国は、2010年12月26日より前に、この指令を遵守するために必要となる法律、規則及び行政規則を発効させる。
構成国がそれらの措置を採択する際、この指令への参照を含めるものとし、または、その構成国の官報上で公示する際、そのような参照を添えるものとする。
2. 構成国は、欧州委員会に対し、この指令の適用のある分野において構成国が採択する国内法の主要な条項の正文及びそれらの条項とこの指令との間の対照関係を示す表を送付する。

第9条 発効

この指令は、EU官報上で公示された翌日から20日目に発効する。

第10条 発出

この指令は、構成国に対して発出される。

2008年11月19日にストラスブールにおいて行われた。

欧州議会として
議長 H.-G. Pöttering

理事会として
J.-P. Jouyet

別紙A

その違反行為がこの指令の第2条(a)(i)による違法行為を構成する
EC条約により採択された欧州共同体の立法のリスト

- 自動車からの排気による大気汚染に対して講じられるべき措置に関する法律の整合化に関する1970年3月20日の理事会指令70/220/EEC¹、
- 自動車用ディーゼルエンジンからの汚染物質の放出を防ぐために講じられる措置と関連する構成国の法律の近似化に関する1972年8月2日の理事会指令72/306/EEC²、
- 廃油の処分に関する1975年6月16日の理事会指令75/439/EEC³、
- 入浴水質に関する1975年12月8日の理事会指令76/160/EEC⁴、
- 一定の危険物質及び製剤のマーケティング及び使用の制限と関連する構成国の法律、規則及び行政規則の近似化に関する1976年7月27日の理事会指令76/769/EEC⁵、
- 走行可能な農業用または林業用のトラクタ用ディーゼルエンジンからの汚染物質の放出を防ぐために講じられる措置と関連する構成国の法律の近似化に関する1977年6月28日の理事会指令77/537/EEC⁶、
- 二酸化チタン産業からの廃棄物に関する1978年2月20日の理事会指令78/176/EEC⁷、
- 一定の活性物質を含む植物防疫製品を市場に置くこと及びその使用を禁止する1978年12月21日の理事会指令79/117/EEC⁸、
- 野生鳥類の保全に関する1979年4月2日の理事会指令79/409/EEC⁹、
- 塩素アルカリ電解産業による水銀排出の量の制限及び質の目標に関する1982年3月22日の理事会指令82/176/EEC¹⁰、
- カドミウム排出の量の制限及び質の目標に関する1983年9月26日の理事会指令83/513/EEC¹¹、
- 塩素アルカリ電解産業以外の部門による水銀排出の量の制限及び質の目標に関する1984年3月8日の理事会指令84/156/EEC¹²、
- 産業施設からの大気汚染との闘いに関する1984年6月28日の理事会指令84/360/EEC¹³、
- ヘキサクロロシクロヘキサンに関する排出の量の制限及び質の目標に関する理事会指令84/491/EEC¹⁴、

¹ OJL 76, 6.4.1970, p.1.

² OJL 190, 20.8.1972, p.1.

³ OJL 194, 25.7.1975, p.23.

⁴ OJL 31, 5.2.1976, p.1.

⁵ OJL 262, 27.9.1976, p.201.

⁶ OJL 220, 29.8.1977, p.38.

⁷ OJL 54, 25.2.1978, p.19.

⁸ OJL 33, 8.2.1979, p.36.

⁹ OJL 103, 25.4.1979, p.1.

¹⁰ OJL 81, 27.3.1982, p.29.

¹¹ OJL 291, 24.10.1983, p.1.

¹² OJL 74, 17.3.1984, p.49.

¹³ OJL 188, 16.7.1984, p.20.

¹⁴ OJL 274, 17.10.1984, p. 11.

- 二酸化窒素の大気質基準に関する1985年3月7日の理事会指令85/203/EEC¹、
- 下水汚泥が農業において利用される場合における環境の保護、とりわけ、土壌の保護に関する1986年6月12日の理事会指令86/278/EEC²、
- 指令76/464/EECの別紙のリストIに含まれる一定の危険物質に関する排出の量の制限及び質の目標に関する1986年6月12日の理事会指令86/280/EEC³、
- アスベストによる環境汚染の防止及び削減に関する1987年3月19日の理事会指令87/217/EEC⁴、
- 遺伝子組み換え微生物の閉鎖系使用に関する1990年4月23日の理事会指令90/219/EEC⁵、
- 都市廃水処理に関する1991年5月21日の理事会指令91/271/EEC⁶、
- 植物防疫製品を市場に置くことに関する1991年7月15日の理事会指令91/414/EEC⁷、
- 農業資源からの硝酸塩による汚染に対する水の保護に関する1991年12月12日の理事会指令91/676/EEC⁸、
- 有害廃棄物に関する1991年12月12日の理事会指令91/689/EEC⁹、
- 自然生息地及び野生動植物の保全に関する1992年5月21日の理事会指令92/43/EEC¹⁰、
- 二酸化チタン産業からの廃棄物によって生ずる汚染の削減及び最終的な除去の計画の整合化のための手続に関する1992年12月15日の理事会指令92/112/EEC¹¹、
- レクリエーション用船舶と関係する構成国の法律、規則及び行政規則の近似化に関する欧州議会及び理事会の1994年6月16日の指令94/25/EC:指令2003/44/ECによる暫定改正¹²、
- 包装及び包装廃棄物に関する欧州議会及び理事会の1994年12月20日の指令94/62/EC¹³、
- 石油の貯蔵及び基地からサービスステーションへの石油の分配から生ずる揮発性有機化合物(VOC)放出の管理に関する欧州議会及び理事会の1994年12月20日の指令94/63/EC¹⁴、
- 鉄道による危険物の輸送に関する構成国の法律の近似化に関する1996年7月23日の理事会指令96/49/EC¹⁵、
- ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ターフェニル(PCB/PCT)の処分に関する1996年9月16日の理事会指令96/59/EC¹⁶、
- 環境大気質の評価及び管理に関する1996年9月27日の理事会指令96/62/EC¹⁷、
- 危険物質を含む大規模事故の危険の管理に関する1996年12月9日の理事会指令96/82/EC¹⁸、

¹ OJL 87, 27.3.1985, p.1.

² OJL 181, 4.7.1986, p.6.

³ OJL 181, 4.7.1986, p.16.

⁴ OJL 85, 28.3.1987, p.40.

⁵ OJL 117, 8.5.1990, p.1.

⁶ OJL 135, 30.5.1991, p.40.

⁷ OJL 230, 19.8.1991, p.1.

⁸ OJL 375, 31.12.1991, p.1.

⁹ OJL 377, 31.12.1991, p. 20.

¹⁰ OJL 206, 22.7.1992, p.7.

¹¹ OJL 409, 31.12.1992, p.11.

¹² OJL 214, 26.8.2003, p.18.

¹³ OJL 365, 31.12.1994, p.10.

¹⁴ OJL 365, 31.12.1994, p.24.

¹⁵ OJL 235, 17.9.1996, p.25.

¹⁶ OJL 243, 24.9.1996, p.31.

¹⁷ OJL 296, 21.11.1996, p.55.

¹⁸ OJL 10, 14.1.1997, p.13.

- 非道路上の移動機会に装備される内燃機関からのガス状汚染物質及び粒子状汚染物質の放出に対する措置と関連する構成国の法律の近似化に関する欧州議会及び理事会の1997年12月16日の指令97/68/EC¹、
- その取引の規制による野生動植物種の保護に関する1996年12月9日の理事会規則(EC) No 338/97²、
- 殺菌剤を市場に置くことに関する欧州議会及び理事会の1998年2月16日の指令98/8/EC³、
- ガソリン燃料及びディーゼル燃料の品質に関する欧州議会及び理事会の1998年10月13日の指令98/70/EC⁴、
- 人間の飲用水の品質に関する1998年11月3日の理事会指令98/83/EC⁵、
- 一定の活動及び設備における有機溶剤の使用による揮発性有機化合物の放出の制限に関する1999年3月11日の理事会指令1999/13/EC⁶、
- 環境大気中における二酸化硫黄、二酸化窒素及び窒素酸化物、粒子状物質並びに鉛の量の制限に関する1999年4月22日の理事会指令1999/30/EC⁷、
- 廃棄物の埋め立てに関する1999年4月26日の理事会指令1999/31/EC⁸、
- 一定の液体燃料の硫黄分の削減に関する1999年4月26日の理事会指令1999/32/EC⁹、
- 廃車に関する欧州議会及び理事会の2000年9月18日の指令2000/53/EC¹⁰、
- 治水政策分野における欧州共同体の活動の枠組みを定める欧州議会及び理事会の2000年10月23日の指令2000/60/EC¹¹、
- 環境大気中のベンゼン及び一酸化炭素の量の制限に関する欧州議会及び理事会の2000年11月16日の指令2000/69/EC¹²、
- 廃棄物の焼却に関する欧州議会及び理事会の2000年12月4日の指令2000/76/EC¹³、
- オゾン層を破壊する物質に関する欧州議会及び理事会の2000年6月29日の規則(EC) No 2037/2000¹⁴、
- 遺伝子組換え生物の環境内への放出に関する欧州議会及び理事会の2001年3月12日の指令2001/18/EC¹⁵、
- 大型燃焼施設から大気中への一定の汚染物質の放出の制限に関する欧州議会及び理事会の2001年10月23日の指令2001/80/EC¹⁶、

¹ OJL 59, 27.2.1998, p.1.

² OJL 61, 3.3.1997, p.1.

³ OJL 123, 24.4.1998, p.1.

⁴ OJL 350, 28.12.1998, p.58.

⁵ OJL 330, 5.12.1998, p. 32.

⁶ OJL 85, 29.3.1999, p.1.

⁷ OJL 163, 29.6.1999, p.41.

⁸ OJL 182, 16.7.1999, p.1.

⁹ OJL 121, 11.5.1999, p.13.

¹⁰ OJL 269, 21.10.2000, p.34.

¹¹ OJL 327, 22.12.2000, p. 1.

¹² OJL 313, 13.12.2000, p.12.

¹³ OJL 332, 28.12.2000, p.91.

¹⁴ OJL 244, 29.9.2000, p.1.

¹⁵ OJL 106, 17.4.2001, p.1.

¹⁶ OJL 309, 27.11.2001, p.1.

- 環境大気中のオゾンに関する欧州議会及び理事会の2002年2月12日の指令2002/3/EC¹、
- 電気機器及び電子機器中の一定の有害物質の利用の制限に関する欧州議会及び理事会の2003年1月27日の指令2002/95/EC²、
- 電気機器及び電子機器中の廃棄物(WEEE)に関する欧州議会及び理事会の2003年1月27日の指令2002/96/EC³、
- 環境大気中における砒素、カドミウム、水銀、ニッケル及び多環芳香族炭化水素に関する欧州議会及び理事会の2004年12月15日の指令2004/107/EC⁴、
- 洗剤に関する欧州議会及び理事会の2004年3月31日の規則(EC) No 648/2004⁵、
- 残留性有機汚染物質に関する欧州議会及び理事会の2004年4月29日の規則(EC) No 850/2004⁶、
- 自動車用圧縮点火機関からのガス状汚染物質及び粒子状汚染物質の放出、並びに、天然ガスまたは液化石油ガスを燃料とする自動車用火花点火エンジンからのガス状汚染物質の放出に対して講じられる措置に関する構成国の法律の近似化に関する欧州議会及び理事会の2005年9月28日の指令2005/55/EC⁷、
- 自動車用圧縮点火機関からのガス状汚染物質及び粒子状汚染物質の放出、並びに、天然ガスまたは液化石油ガスを燃料とする自動車用火花点火エンジンからのガス状汚染物質の放出に対して講じられる措置に関する構成国の法律の近似化に関する欧州議会及び理事会の指令2005/55/ECを実装し、同指令の別紙I、II、III、IV及びVIを改正する2005年11月14日の委員会決定2005/78/EC⁸、
- 入浴水質の管理に関する欧州議会及び理事会の2006年2月15日の指令2006/7/EC⁹、
- 欧州共同体の水環境の中に排出される一定の危険物質により生ずる汚染に関する欧州議会及び理事会の2006年2月15日の指令2006/11/EC¹⁰、
- 廃棄物に関する欧州議会及び理事会の2006年4月5日の指令2006/12/EC¹¹、
- 鉱業からの廃棄物の管理に関する欧州議会及び理事会の2006年3月15日の指令2006/21/EC¹²、
- 自動車内の空調システムからの放出に関する欧州議会及び理事会の2006年5月17日の指令2006/40/EC¹³、
- 魚類の生命を支援するための保護または改善に必要な天然水質に関する欧州議会及び理事会の2006年9月6日の指令2006/44/EC¹⁴、
- 蓄電池及び蓄圧器並びに蓄電池及び蓄圧器の廃棄物に関する欧州議会及び理事会の2006年9月6日の指令2006/66/EC¹⁵、

¹ OJL 67, 9.3.2002, p.14.

² OJL 37, 13.2.2003, p.19.

³ OJL 37, 13.2.2003, p. 24.

⁴ OJL 23, 26.1.2005, p.3.

⁵ OJL 104, 8.4.2004, p. 1.

⁶ OJL 158, 30.4.2004, p. 7.

⁷ OJL 275, 20.10.2005, p.1.

⁸ OJL 313, 29.11.2005, p.1.

⁹ OJL 64, 4.3.2006, p. 37.

¹⁰ OJL 64, 4.3.2006, p.52.

¹¹ OJL 114, 27.4.2006, p.9.

¹² OJL 102, 11.4.2006, p.15.

¹³ OJL 161, 14.6.2006, p.12.

¹⁴ OJL 264, 25.9.2006, p.20.

¹⁵ OJL 266, 26.9.2006, p. 1.

- 汚染及び劣化からの地下水の保護に関する欧州議会及び理事会の 2006 年 12 月 12 日の指令 2006/118/EC¹、
- 一定のフッ素化温室効果ガスに関する欧州議会及び理事会の 2006 年 5 月 17 日の規則(EC) No 842/2006²、
- 水の輸出入に関する欧州議会及び理事会の 2006 年 6 月 14 日の規則(EC) No 1013/2006³、
- 軽自動車及び商用車(Euro 5 及び Euro 6)からの放出と関連する自動車の型式承認に関する、並びに、自動車の修理及び維持管理情報へのアクセスに関する欧州議会及び理事会の 2007 年 6 月 20 日の規則(EC) No 715/2007⁴、
- 廃棄物の国際的な移動の管理に関する OECD 決定が適用されない一定の諸国に対し、欧州議会及び理事会の規則(EC) No 1013/2006 の別紙 III 及び別紙 IIIA に列挙する一定の廃棄物を再生の目的による輸出に関する 2007 年 11 月 29 日の委員会規則(EC) No 1418/2007⁵、
- 統合汚染防止及び統合汚染管理に関する欧州議会及び理事会の 2008 年 1 月 15 日の指令 2008/1/EC⁶。

¹ OJ L 372, 27.12.2006, p.19.

² OJ L 161, 14.6.2006, p.1.

³ OJ L 190, 12.7.2006, p.1.

⁴ OJ L 171, 29.6.2007, p.1.

⁵ OJ L 316, 4.12.2007, p.6.

⁶ OJ L 24, 29.1.2008, p.8.

別紙B

**その違反行為がこの指令の第2条(a)(ii)による違法行為を構成する
EC条約により採択された欧州共同体の立法のリスト**

- 電離放射線から生ずる危険から労働者及び一般公衆の健康を保護するための基本的な安全基準を定める1996年5月13日の理事会指令96/29/Euratom¹;
- 高レベル密封放射線源及び身元不明線源の管理に関する2003年12月22日の理事会指令2003/122/Euratom²;
- 放射性廃棄物及び使用済燃料の監督及び管理に関する2006年11月20日の理事会指令2006/117/Euratom³。

¹ OJ L 159, 29.6.1996, p.1.

² OJ L 346, 31.12.2003, p.57.

³ OJ L 337, 5.12.2006, p.21.